

藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例等の一部改正について  
藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例等の一部を次のように改正する。

2013年（平成25年）2月18日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例等の一部を改正する条  
例

（藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部改正）

第1条 藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（昭和51年藤沢市条例第  
26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「別表第5」を「別表第6」に改める。

（藤沢市大庭台墓園の墓所の管理に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市大庭台墓園の墓所の管理に関する条例（平成7年藤沢市条例第43  
号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条」を「第38条」に改める。

（藤沢市片瀬漁港管理条例の一部改正）

第3条 藤沢市片瀬漁港管理条例（平成5年藤沢市条例第16号）の一部を次のよ  
うに改正する。

別表第1の3の表中「別表第5」を「別表第6」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、条例中において引用している藤沢市都市公園条例が改正されたことに伴い、所要の改正をする必要による。